

財務省告示第三百八十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十九年十月二十二日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

十八回）

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びそ のための公債の発行の特例等に

関する法律（平成十九年法律第

二十五号）第二条第一項並びに

特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項及び附則第七十六条第

一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

五

五方募入
法の決定の

て得られる価格をその発行（以下「非
競争札発行」という。）及び
格競争札と同時に行われる入
札であつて、財務大臣が各
市場特別参加者による発行（以
下「国債市場特別参加者」以
下「国債市場」）の発行に
非価格競争入札発行」という。）

イ
入札競争

各申込みのうち応募額を順次割り
も申込みの。その応募額を順次割
当てる。応募額を案分により

ハ
札発行

割り当て。特別参加者ごとの
各債市場特別参加者ごとの
各債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ
入札競争

円金額で一兆七千三百五十億

うち、平成十九年度における特
政運営のための公債の発行の特
例等に関する法律第二条第一項
の規定に基づき、発行した利付
債に基き、額は九百
九十億四千三百九十
特別会計に關する法律第四十六條

九	八	七										八	口											
		振	額	最	低	行	争	非	者	特	国			札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国
替	額	替	額	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	札	非	振	額
単	面	替	金	入	札	格	第	参	市	行	争	行	格	金	入	札	格	第	参	市	行	争	行	額
位	金	法	の	規	定	に	よ	る	振	替	口	座	簿											
振	五	五							千	六	万	一			で	た	条	特	で	た	条	特	円	で
替	万	万						五	十	八	兆	七			千	利	第	別	六	利	第	別	九	利
法	円	円						百	八	億	七	千			五	付	一	会	十	付	一	会	百	付
の								七	億	五	千	三			百	国	項	計	八	国	項	計	九	国
規								十	九	千	百	七			七	債	の	に	億	債	の	に	十	債
定								七	千	九	百	七			十五	に	規	関	四	に	規	関	八	に
に								億	十	四	七	億			億	つ	定	す	千	つ	定	す	億	つ
よ								五	万	四	千	七			円	い	に	る	万	い	に	る	四	い
る								千	万	千	七	億				て	基	法	円	て	基	法	億	て
振								二	四	万	七	億				、	づ	律	、	づ	づ	律	千	、
替								百	万	千	七	億				額	き	第	額	額	き	第	億	、
口								万	四	千	七	億				面	き	四	面	面	き	十	千	、
座								円	千	円	億	千				金	発	十	金	面	発	六	億	、
簿											十	九				額	行	六	額	金	行	十	千	、
											九					し	十六	額	額	十	六	億	、	
											九					し	十六	額	額	十	六	億	、	

十 十
 三 二
 口 イ 一
 発
 の 経 利 発 競 加 場 び 札 非 入 価 発
 払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行 行
 込 利 入 入 者 別 債 行 争 札 格 行 行
 み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 面 金
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
 する 。
 平 成 十 九 年 十 月 二 十 二 日
 額 以 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 二 銭
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 六 銭

(一) 年 一 七 パ ー セ ン ト
 は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算
 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
 十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{32}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子
 に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ
 る も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の
 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も
 の に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式 に
 よ り 算 出 し た 金 額 か ら 当 該 金
 額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額
 (へ た だ し 、 当 該 国 債 を 発 行 時

十四 初期利子

に
お
い
て
取
得
す
る
者
が
非
居
住
者
又
は
外
国
法
人
で
あ
る
場
合
に
は、前記^(一)の算式により算出し
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎
年
三
月
二
十
日
及
び
九
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十六 償還金額

平
成
二
十
九
年
九
月
二
十
日
平
成
二
十
九
年
九
月
二
十
日
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円

十七 償還金額

日
本
銀
行

十八 払込期日

財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者

十九 払込期日

平
成
十
九
年
十
月
二
十
二
日